

南島原市監査委員公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、南島原市長から令和 6 年度定期監査及び行政監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和 7 年 6 月 27 日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 小 嶋 光 明

監査結果に基づく措置または措置の状況(通知書)

農林水産部 農林課

監査の結果（指摘事項）	措置または措置の状況
(1)補助金交付事務(期限超過)について 補助金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市農林水産部農林課及び農村整備課所管の国庫及び県費関係補助金等交付要綱第7条、南島原市農業振興対策事業費補助金交付要綱第6条、南島原市林業振興対策事業費補助金交付要綱第6条に規定した期限の超過が一部確認された。これは、補助対象団体への注意喚起を怠ったことによるものであり、適正な事務が行われていない現状である。また、補助対象団体が雇用する職員の社会保険料納付時期と補助金実績報告書の提出時期について矛盾が生じており、その改善策を精査し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。	補助対象団体に対して、実績報告書の提出時期を、要綱に規定された4月10日までに提出するよう指示を徹底しました。 令和6年度は、「島原南高酪農ヘルパー利用組合活動補助金」・「肉用牛ヘルパー利用組合活動補助金」・「南島原市林業振興会補助金」・「南島原市みんなの森守協議会活動補助金」はすべて、4月4日に提出されています。（農産班） また、「南島原市農業再生協議会補助金」は4月9日に提出されています。社会保険料納付時期との関係については、長崎県再生協議会（長崎県農産園芸課）に確認し、要綱に沿った事務処理となるように改善しました。（農業経営班）
(2)補助金交付事務(様式)について 補助金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市農業振興対策事業費補助金交付要綱で規定された収支精算書の様式を使用していない事例が一部確認された。今後は、規定の様式に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。	令和6年度実績報告書より、南島原市農業振興対策事業費補助金交付要綱で規定された収支精算書の様式で提出済みです。 今後は、要綱を遵守した事務の執行に努めます。（農業戦略班）

教育委員会 学校教育課

監査の結果（指摘事項）	措置または措置の状況
(1)補助金交付事務(期限超過)について 補助金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市中体連に係る県、九州、全国大会出場補助金交付要綱第 6 条に規定した期限の超過が一部確認された。これは、補助対象団体等への注意喚起を怠ったことによるものであり、適正な事務が行われていない現状である。今後は、遅滞なく提出されるよう、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。	令和 7 年 6 月 4 日に開催した中学校の事務担当者会議において、南島原市中体連に係る県、九州、全国大会出場補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、実績報告書の提出期限を遵守するよう指導を行った。 また、補助金の申請状況を確認するための管理シート（チェックシート）を随時更新し、提出期限が迫っている補助対象団体に対して事前に連絡することを確認した。 今後は、このようなことのないよう南島原市中体連に係る県、九州、全国大会出場補助金交付要綱の規定事項に沿って適正な事務処理及び再発防止に努めてまいります。

教育委員会 生涯学習課

監査の結果（指摘事項）	措置または措置の状況
(1)補助金交付事務(期限超過)について 補助金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市セミナリヨ版画展補助金交付要綱第4条及び南島原市スポーツ大会運営費等補助金交付要綱第4条に規定した期限の超過が一部確認された。これは、補助対象団体への注意喚起を怠ったことによるものであり、適正な事務が行われていない現状である。 なお、令和4年度の定期監査において実績報告書の提出期限について指摘を行っており、生涯学習課から改善報告を受けている。しかしながら、今回の監査でも当該要綱に定められた期限の超過が確認されており、甚だ遺憾である。今後は、当該補助金以外についても、同様の規定違反が無いか十分精査し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。 (2)補助金交付事務(様式)について 南島原市スポーツ大会運営費等補助金の概算払いについて、前金払いの様式を使用した事例が確認された。今後は、規定の様式に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。	実績報告書の提出が、規定した期限を超過して提出されていたことについて、令和6年度から申請者に対し、交付決定時に実績の提出期限の遵守を伝え、併せて、提出期限10日前になったら連絡を行っております。しかしながら、指摘以降も個人については、期限前に再三連絡を行ってまいりましたが、一部提出期限の超過がございました。 また、イベント補助金等について、大会後の事務及び支出処理の期間を含めず、イベント実施日を完了日としていたことから、期限を超過した案件がございました。 令和7年度からは、個人の申請を原則精算払いとし、これまでの説明及び連絡を徹底してまいります。 また、新たに補助金処理経過一覧表を作成し、複数で確認できる管理体制を強化し、課内で情報共有に努め、要綱を遵守した事務の執行に努めてまいります。 請求書の様式については、令和6年度から請求書を受領した際に、複数で内容の確認をいたしております。 また、令和7年度から請求書の様式について、概算払いの理由を記載する欄を追記しました。